

平成23年度第2回理事会議事録

日 時 平成23年6月8日（水） 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

張富士夫会長、佐治信忠、森正博、監物永三、岡崎助一、
泉正文、尾崎宏、臼井秀明、宇津木妙子、勝田隆、
神尾芳昭、坂口和隆、坂本祐之輔、篠宮稔、霜觸寛、
竹田恆和、田中道博、橋本俊和、福島修、不老浩二、
横嶋信生の各理事

<監事>

中村正彦、村田芳子の各監事

理事総数25名、うち出席21名で、定款第37条に基づき理事会成立。
定款第34条により、張会長が議長となった。

議 案

第1号 平成22年度事業報告及び決算について

(岡崎専務理事、川口事務局長)

平成20年3月に策定した「21世紀の国民スポーツ振興方策—スポーツ振興2008—」に基づき、国民スポーツのより一層の充実・発展に向け、諸事業を実施した旨、資料に基づき、事業報告の概要を説明。

決算については、平成22年度決算より、平成20年度会計基準に準拠して財務諸表（「貸借対照表」「貸借対照表 内訳表」「正味財産増減計算書」「正味財産増減計算書 内訳表」「キャッシュ・フロー計算書」「財務諸表の注記」）等を作成しており、を作成し、資料に基づき次のとおり説明。

また、「独立監査人の監査報告書」及び本会監事による「監査報告書」を作成し、併せて説明。

収入については、当期収入合計60億1千2百20万5千8百99円に、前期繰越収支差額1億5千1百3万4千2百90円を加えた61億6千3百24万1百89円が収入総額となり、予算額に対して3億3千2百81万5千8百11円減となった。また、支出については、当期支出合計が59億3千3百65万3千4百57円となった。このことから

当期収支差額が7千8百55万2千4百42円となり、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、2億2千9百58万6千7百32円となった。

本会の財政状況を他の「財務諸表」で見ると、期末における資産合計は48億7千6百4万2千8百74円、負債合計は11億2千7百11万6千9百9円となることから、正味財産合計は37億4千8百92万5千9百65円となる。その内訳は、一般正味財産36億1千4百85万4千5円、寄付者等の意志により特定の目的等に用途が制約される指定正味財産1億3千4百7万1千9百60円となることを説明し、事業報告及び決算案について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、6月20日開催の平成23年度定時評議員会に付議することとした。

第2号 平成23年度第1次補正予算について (川口事務局長)

平成23年度予算については、去る3月23日開催の平成22年度第2回評議員会において、公営競技団体等補助金・助成金等の内定があり次第、第1次補正予算を編成し、改めて審議する旨の承認を得ており、その後、補助金、助成金等の内定を受けたことなどにより編成した。

補助金等収入については、文部科学省委託金、競輪公益資金補助金の減額、及びスポーツ振興基金助成金、スポーツ新興くじ助成金の減額により、合計で現行予算額に対して1億4百41万7千円減の36億6千4百66万3千円を計上した。この内、スポーツ振興くじ助成金は、日本スポーツ振興センターにおいて、全ての助成事業に対する助成金査定額の1割を減額し、減額分を原資として本年度新たに東日本大震災復興支援のための活動助成を行うこととされ、本会としては、東日本大震災復興支援事業費としての要望額を新たに計上した。

寄付金収入については、現在の経済情勢や東日本大震災による一般寄付金の減額を見込み、2千6百50万円減の7億2千1百71万2千円を計上した。

登録料収入については、東日本大震災被災地におけるスポーツ少年団登録料の減額を見込み、3千7百5万8千円減の7億4千27万2千円を計上した。

事業収入では、事業規模見直しによる参加料収入や事業負担金収入の減額、キャンペーン協賛金収入において昨年実績を考慮し、7千6百72万2千円減の14億1千2百74万2千円を計上した。

これらにより当期収入合計は、2億4千4百69万7千円減の71億

3 百 8 9 万 6 千 円 を 計 上 。 前 期 繰 越 収 支 差 額 2 億 2 千 9 百 5 8 万 6 千 円 を 加 え 、 収 入 合 計 は 、 7 3 億 3 千 3 百 4 8 万 2 千 円 を 計 上 し た 。

支 出 に つ い て は 、 事 業 費 全 体 で は 、 現 行 予 算 額 に 対 し て 8 百 6 5 万 5 千 円 減 の 6 7 億 6 百 6 7 万 5 千 円 を 計 上 し た 。 主 な 変 更 点 と し て 、 ス ポ ー ツ 指 導 者 ・ 組 織 育 成 事 業 と し て 、 ス ポ ー ツ 指 導 者 養 成 事 業 費 に お い て 、 ス ポ ー ツ 指 導 者 登 録 管 理 シ ス テ ム の 拡 充 に 係 る 諸 経 費 を 増 額 し て い る が 、 総 合 型 地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 育 成 事 業 費 に お い て 、 助 成 規 模 縮 小 に よ り 減 額 。 な お 、 東 日 本 大 震 災 復 興 支 援 事 業 費 と し て 、 ス ポ ー ツ こ こ ろ の プ ロ ジ ェ ク ト 笑 顔 の 教 室 、 東 北 総 体 補 助 、 被 災 地 当 該 県 体 育 協 会 へ の 見 舞 金 を 新 た に 計 上 し た 。

ス ポ ー ツ 国 際 交 流 事 業 は 、 東 日 本 大 震 災 の 影 響 に よ る 日 独 ス ポ ー ツ 少 年 団 同 時 交 流 事 業 の 規 模 縮 小 と T A F I S A 理 事 会 の 中 止 に よ り 減 額 。

日 本 体 育 協 会 特 別 記 念 事 業 は 、 本 会 創 立 1 0 0 周 年 記 念 事 業 に て 、 前 年 度 に 支 払 う 予 定 と し て い た 経 費 の 一 部 を 本 年 度 に 支 払 う こ と と し た こ と に よ り 増 額 。

ス ポ ー ツ 会 館 管 理 運 営 事 業 は 、 東 日 本 大 震 災 に よ る 岸 記 念 体 育 会 館 の 窓 ガ ラ ス 等 破 損 の 整 備 費 と 老 朽 化 し た 会 館 の 修 繕 費 を 増 額 。

こ れ ら に よ り 支 出 総 額 は 、 現 行 予 算 額 に 対 し て 1 千 5 百 1 1 万 1 千 円 減 の 7 3 億 3 千 3 百 4 8 万 2 千 円 を 計 上 し た 。

以 上 の 内 容 を 資 料 に 基 づ き 説 明 こ れ を 諮 り 、 原 案 ど お り 出 席 理 事 全 員 一 致 で 可 決 さ れ た 。

な お 、 本 件 に つ い て は 、 6 月 2 0 日 開 催 の 平 成 2 3 年 度 定 時 評 議 員 会 に 付 議 す る こ と と し た 。

第 3 号 東 日 本 大 震 災 復 興 支 援 に か か わ る 見 舞 金 に つ い て (岡 崎 専 務 理 事)

東 日 本 大 震 災 復 興 支 援 に か か わ る 本 会 の 対 応 に つ い て は 、 本 日 了 承 さ れ た 「 平 成 2 3 年 度 第 1 次 補 正 予 算 」 に お い て 、 「 東 日 本 大 震 災 復 興 支 援 事 業 費 」 と し て 、 新 た に 計 上 し て い る 。

そ の 内 、 被 災 地 の 県 体 育 協 会 に 対 す る 見 舞 金 に つ い て は 、 甚 大 な 被 害 を 受 け た 岩 手 県 、 宮 城 県 、 福 島 県 に 対 し そ れ ぞ れ 五 百 万 円 、 ま た 、 青 森 県 、 茨 城 県 、 千 葉 県 に 対 し て 二 百 万 円 、 合 計 二 千 百 万 円 を お 届 け し た い 旨 を 資 料 に 基 づ き 説 明 し 、 こ れ を 諮 り 、 原 案 ど お り 出 席 理 事 全 員 一 致 で 可 決 さ れ た 。

第 4 号 評 議 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て (岡 崎 専 務 理 事)

本 会 の 評 議 員 に つ い て は 、 定 款 第 1 6 条 に 、 「 こ の 法 人 に 評 議 員 1 0 6 名 以 上 1 2 0 名 以 内 を 置 く 」 と 定 め て お り 、 新 公 益 法 人 移 行 後 、 最 初 の

評議員に就任された方々の総数は116名、この内、学識経験評議員の数は11名となっている。

この度、学識経験評議員のうち、梅村清弘評議員、下重暁子評議員から、本会評議員を退任する旨の届出があった。

新公益法人制度では、評議員は法人運営上の重要な役割を担うこととされていることから、後任の評議員を早急に選任する必要がある。

については、「評議員及び役員選任規則」第2条第2項により、理事会が推薦する学識経験評議員候補者について、資料に記載の財団法人JKAの石黒克巳氏を評議員候補者として、評議員選定委員会に対し推薦したい旨を説明。これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第5号 退任理事の対応について (岡崎専務理事)

関東ブロック推薦の柳田昌秀理事から、所属する茨城県体育協会の役員を退任したことにより、本会理事を退任する旨の届出が、6月7日付であった。

理事定数としては、定款25条第1項により、「理事は、18名以上28名以内」であり、前回理事会の五ノ坪理事の退任及び尾崎常務理事の退任要請に続き、今回、柳田理事が退任した後の理事総数は23名となるが、規定の定数は満たしている状況にある。

しかし、公益財団法人としてスタートした本年4月時点で、加盟競技団体推薦理事に1名の欠員があり、さらに、都道府県体育協会の推薦理事では、四国ブロック推薦理事に続き、関東ブロック推薦理事についても欠員となるため、本会の組織体制上、後任の理事については、早急に選任する必要があると考えている。

については、後任理事の推薦について、「評議員及び役員選任規則」第3条第1項及び第2項により、加盟団体からの理事候補者への推薦について、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第6号 評議員選定委員会委員の変更について (岡崎専務理事)

評議員選定委員会については、定款第17条第2項において、「評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の計5名で構成する」と定めている。

評議員選定委員会委員のうち、片岡康子委員については、本年3月に本会監事を退任しており、川口三三夫委員については、この4月に事務局局長に就任し、前回理事会において、理事候補者として推薦されている。

については、定款第17条第1項及び第2項により、本会監事の村田芳

子氏、事務局から川島雄二事務局長代理を、評議員選定委員会委員にすることについて、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第7号 本会への加盟申請競技団体について (尾崎常務理事)

去る4月28日に、加盟団体である「社団法人日本近代五種・バイアスロン連合」から、「社団法人日本近代五種協会」及び「一般社団法人日本バイアスロン連盟」に分離した旨の報告があった。

これに伴い、「社団法人日本近代五種協会」及び「一般社団法人日本バイアスロン連盟」、他に「社団法人日本チアリーディング協会」からの加盟申請に基づき、去る5月31日開催の平成23年度第1回「加盟・栄典部会」で、加盟団体規程及び加盟審査申請要項に基づき審査を行った結果、「社団法人日本近代五種協会」と「一般社団法人日本バイアスロン連盟」は加盟団体基準を満たしているが、「社団法人日本チアリーディング協会」については準加盟団体基準を満たしている状況にあることを確認した。

については、「社団法人日本近代五種協会」及び「一般社団法人日本バイアスロン連盟」を、加盟団体として、また、「社団法人日本チアリーディング協会」を、準加盟団体とすることについて資料に基づき説明し、これを諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

なお、本件については、6月20日開催の平成23年度定時評議員会に付議することとした。

第8条 生涯スポーツ推進専門委員会規程の改定について (森副会長)

第1回理事会において、新年度を期に、これまで「生涯スポーツ推進専門委員会」の中で対応してきた総合型地域スポーツクラブ育成事業について、新たに「地域スポーツクラブ育成専門委員会」を設置し対応することについて承認された。

「地域スポーツクラブ育成専門委員会」の新設により、「生涯スポーツ推進専門委員会」規程第3章に明記している「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」の設置に関する項目を削除することとし、資料のとおり改定したい旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

(岡崎専務理事)

(1) 各委員会委員の委嘱について

各委員会の委員については、第1回理事会において、その選任を会長及び各委員会委員長に一任されていたが、このほど資料に基づき、各委員会の委員を選任し委嘱した旨を報告。

(2) 創立100周年記念事業の進捗状況について

7月15日のシンポジウム東京会場の概要については、ジャック・ロゲIOC会長による特別講演、橋本聖子氏による基調講演、そして、「21世紀のスポーツとグローバル課題への挑戦」をテーマとしたパネルディスカッションを本会会長はじめとするパネリストにより行い、ディスカッション終了後は、森実行委員会会長の進行により、「スポーツ宣言」を提案し採択するという流れを予定している。

また、「スポーツ宣言」については、そのタイトル及び骨子・概要を示し、本会役員の方々をはじめとした関係者、さらには本会及びJOCのホームページに掲出して、広く一般に対しても意見募集を行い、現在は、寄せられた意見を取りまとめ、「スポーツ宣言」の成文化に向け作業を進めている。

7月16日の祝賀式典の構成については祝賀式典及びレセプションとし、その司会者、奉祝行事の内容及び出席者等が決定した旨を資料に基づき報告。

なお、天皇皇后両陛下のご臨席については、引き続き、宮内庁に要請中である旨併せて報告。

(3) 平成23年度企業協賛について

「JASAスポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」及び「日本スポーツマスターズ2011石川大会」の協賛企業について、資料に基づき説明・報告。

また、「JASAスポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」の基本プログラムとなる、「フェアプレイで元気にキャンペーン」について資料に基づき、併せて説明。

2. 東日本大震災関係

(岡崎専務理事)

(1) 国体をはじめとする諸事業における冠付与等について

第1回理事会において承認された、「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠等の付与」について、日本体育協会及び加盟団体等諸事

業においては、冠名称を「東日本大震災復興支援」とし、副題及びキャッチフレーズを「とどけよう スポーツの力を東北へ!」とする。

また、本年度の国体開催県である山口県から、国体に関連して冠名称について提案があり、検討した結果、第66回国民体育大会関連事業に関しては、冠名称を同じ「東日本大震災復興支援」とし、合言葉としては、「たちあがれ!東北 がんばろう日本」とした旨を資料に基づき説明。

本件については、本理事会において了承された後は、本会諸事業の開催要項・大会プログラム・会場看板等作成物、報告書等々に明記し周知方徹底するとともに、加盟団体に対しても協力依頼を文書にて行うことを併せて説明。

なお、加盟団体の中には、すでに独自の冠名称等を定め事業を実施している場合もあることから、この場合には、加盟団体の定める冠名称等を優先し対応いただくことを説明。

(2) 「スポーツこころのプロジェクト」について

第1回理事会において、会長及び岡崎専務理事に一任された「東日本大震災への対応」の中で、「スポーツ界が一丸となって、少しでも被災された方々のお役に立ちたい」という会長の考えから、本会、日本オリンピック委員会、日本サッカー協会及び日本トップリーグ連携機構の4団体が実施する「スポーツこころのプロジェクト」について、去る5月10日、張会長による記者発表を実施した旨を報告。

その後、主催団体4団体が検討・確認してきた内容について、資料に基づき報告。

(3) 義援金の募集状況等について

東日本大震災義損金の募集については、本年3月18日から募集を行っており、5月31日現在、1千2百56万9千1百59円で、募集については、当初予定どおり7月29日まで実施し、全額、日本赤十字社に寄付する旨を報告。

3. 国民体育大会関係

(泉専務理事)

・選手及び監督の参加資格の特例措置について

第1回理事会において、東日本大震災に係る対応の一環として、避難等によってやむなく被災地域を離れ、結果として、「居住地を示す現住所」や「学校所在地」といった国体参加資格に定める所属都道府県の要件を満たすことができなくなった選手・監督に対する特例措置を設けることについて

て、了承得た。

また、特例措置の内容の詳細については、会長と泉常務理事に一任されたことから、4月26日付で、特例措置の制定・試行をした旨を資料に基づき報告。

4. 国際交流関係 (臼井理事)

・第15回日韓スポーツ交流・成人交歓交流事業(派遣)の終了について

日韓スポーツ交流事業成人交歓交流日本代表団の派遣事業を、去る5月19日から25日までの7日間実施した。

日本選手団は、臼井理事を団長として、本年度スポーツ・レクリエーション祭開催地となる栃木県から、9競技133名を韓国に派遣した。

本来は、11競技195名の派遣にて準備していたが、東日本大震災等の影響で派遣規模の縮小となった。

従来、韓国での「全国国民生活体育大祝典」への参加を目的とした交流を行ってきたが、韓国側の事情により「大祝典」の会期が10月に変更となったことから、仁川広域市を中心とするスポーツ愛好者との交流となった。

各競技会場とも、心温まる款待を受けるとともに、スポーツ交流による友好と親善の成果を上げて、大変有意義な派遣事業となり、成功裡に終了した旨を報告。

なお、本事業の受入については、本年11月に栃木県で開催される第24回全国スポーツ・レクリエーション祭で、韓国選手団を受け入れることとなるが、来年度以降については、来年度以降の全国スポーツ・レクリエーション祭開催の目途が経っていないことから、それに代わる対応を検討してきたが、韓国の国民生活体育会及び文部科学省とも協議の結果、生涯スポーツの祭典である日本スポーツマスターズ大会での受入が最もふさわしいとの判断により、韓国選手団を受け入れることとなった旨を報告。

なお、来年度日本スポーツマスターズ大会開催地である高知県並びに高知県体育協会にも説明し、既に承諾されているとした。

5. 日本スポーツマスターズ関係 (不老理事)

(1) 日本スポーツマスターズ2012高知大会の会期及び会場について

明年開催となる日本スポーツマスターズ2012高知大会の会期については、高知県と県競技団体との調整の結果、平成24年10月19日(金)から23日(火)までの5日間、ゴルフ競技については、17日から19日(金)までの3日間で開催すること、また、会場地については、高知県内の調整を経て、資料記載のとおりとすることを、去る6

月 2 日開催の日本スポーツマスターズ委員会において了承された旨を報告。

なお、高知県では、西山昌男高知県体育協会会長を実行委員会会長とする「日本スポーツマスターズ 2012 高知大会実行委員会」の設立総会を開催し、開催準備に取り組んでいる旨を併せて報告。

(2) 2013 年以降の開催地について

2013 年以降の開催地については、2013 年は福岡県北九州市、2014 年は埼玉県にそれぞれお願いすることとなり、さる 6 月 2 日の日本スポーツマスターズ委員会にて審議され、了承された旨を報告。

なお、開催地の正式決定については、7 月 13 日開催の第 3 回理事会において、審議することとした。

その他

岡崎専務理事より、日本オリンピック委員会が、第 32 回オリンピック競技大会（2020 年）への日本招致に向けて活動する場合、すでに会長にも了承を得ており、日本体育協会としてもバックアップする旨を報告。併せて、加盟団体においてもご協力願いたい旨依頼した。

平成 23 年度定時評議員会は、6 月 20 日（月）14 時からグランドプリンスホテル新高輪にて、また、第 3 回理事会は、7 月 13 日（水）14 時から本会にて開催することを確認した。

以上の諸報告をいずれも了承後、15 時 25 分閉会。